

基礎研 レター

インドの生命保険市場(2)

—昨今の保険監督規制を巡る状況はどのようなになっているのか—

取締役 保険研究部 研究理事 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

インドにおける生命保険市場が、今後、将来にわたってさらなる成長が期待される有望な市場であることは、[前回のレター](#)で述べたとおりである。

前回のレターでは、インドの生命保険市場の一般的な状況について報告した。インドでは、昨今、市場の変化等に対応して、保険法の改正や数々の保険監督規制の改革等が行われてきている。さらには、インド政府は、各種の施策等を通じて、生命保険のさらなる普及を図ろうとしている。

今回のレターでは、昨今のインドにおける保険監督規制を巡る状況及び生命保険普及に向けたインド政府の各種の施策等について、報告する¹。

2—保険法の改正

2015年3月に、新たに改正保険法「The Insurance Laws(Amendment) Act 2015」が成立した。これにより、監督当局である IRDAI(Insurance Regulatory and Development Authority of India)に大きな権限が与えられ、より効率的かつ効果的な監督を行っていくことが可能となった。具体的には、それまでは、法律に組み込まれていて容易には変更できなかったルールの変更や作成が、IRDAI によって、より柔軟性を持って行うことができるようになった。

以下で、その改正内容の一部²を紹介する。

1 | 外国資本による出資規制の緩和

外国の会社は、インドの会社とのジョイント・ベンチャーによって、インドの保険市場に参入ができる。これまでの外国会社による直接投資の上限は26%であったが、これが49%に引き上げられた。

¹ 今回のレターの情報に関しては、以下の Web サイトや資料等に基づいて作成している。

IRDAI の Web サイト <https://www.irda.gov.in/Defaulthome.aspx?page=H1>

Tiematic 「Life Insurance in India, Key Trends and Opportunities to 2019」

² 詳しい改正内容等については、IRDAI が発行している「IRDAI Journal March 2015」に記載されている。

これに伴い、いくつかの会社が、引き上げ申請を行う意向を示してきている。

グローバルな保険会社によるインド市場への投資を促すことを通じて、インド国内の保険に対する需要を増大させるとともに、さらなる競争を促進することを通じて、保険会社の効率性と商品開発力を向上させることを企図している、としている。

なお、この規制緩和に関わらず、保険会社は、引き続きインド人またはインドの会社によって、所有され、管理されなければならない。

2 | 外国再保険会社に対する規制緩和

外国再保険会社は、免許を得て、インドで支店を開設することができることになった。その場合、（当該再保険会社は）最低 500 億ルピー（1 ルピー＝1.85 円（以下、同様）として、925 億円）の純資産を有しなければならない。なお、契約者ファンドをインド国外に投資することはできない。また、元受会社が再保険会社に 100%出再することは認められない。さらに、Lloyds(of London)やその会員が、再保険事業のために支店を開設したり、インドの保険会社に出資することで、インドで事業を行うことができることとなった。

主要なグローバル再保険会社の参入により、これまでは高リスクと考えられていた、より複雑なリスクを有する商品を設計・提供することができるようになる、と期待されている。

3 | 医療保険に関する規制の改正

医療保険は、それまでは損害保険の一部として規制されていたが、改正法の下では、医療保険を規制する単独の法令を有する分離された事業と見なされる、ことになった。また、最低資本要件が 10 億ルピー（18.5億円）に設定された。

今後は、医療保険により焦点を当てた規制の作成等にプライオリティが置かれていくことになる。

4 | 消費者権利の保護のための規制強化

消費者権利の保護の目的で、違法行為に対して、代理人や保険会社にペナルティを課す規定を導入し、不適正販売を減らすために保険商品のマルチレベル販売を認めない、こととした。さらに、エージェントや保険会社による不適正販売や不正話法を含む違反に対して、より高額の罰金を課す規定を導入した。

3—保険法の改正に伴う規制の改正等

保険法の改正に伴い、監督当局は既存の規則やガイドラインの見直し等を行ってきている。今なお、いくつかの見直し等のための ED(Exposure Draft:公開草案)が公表されてきている。

その中から、低所得層や地方・社会セクターにおける生命保険の普及に向けた規制改正の内容を 2 点紹介する。

1 | マイクロ・インシュアランスに関する規制の改正

IRDAI は、マイクロ・インシュアランスに関する規則「IRDAI(Micro Insurance) Regulations, 2005」を改正して、新たな規制「IRDAI(Micro Insurance) Regulations, 2015」を、2015 年 3 月に公表した。

この改正内容の具体例は、以下の通りである。

- ・生命保険会社は、生命保険と損害保険のマイクロ・インシュアランス商品を販売するために、損害保険会社と提携ができる。
- ・マイクロ・インシュアランスのエージェントは、1つの生命保険会社、1つの損害保険会社に加えて、AIG (Agriculture Insurance Company of India) 及び医療保険専門会社の1つのエージェントとして働くことができる。

2 | 地方・社会セクターでの最低販売量規制の改正

IRDAI は、地方・社会セクターでの最低販売量に関する規制「IRDAI(Obligations of Insurers to Rural and Social Sectors) Regulations, 2002」を改正して、新たな規則「IRDAI(Obligations of Insurers to Rural and Social Sectors) Regulations, 2015」を、2015 年 8 月に公表した。

これは、各保険会社に、保険契約の一定割合を「地方・社会セクター (Rural and Social Sectors)」から計上することを求めるものである。その比率は事業年数によって異なり、段階的に増加していく。「地方セクター (Rural Sector)」の場合、初年度の 7%から段階的に増加し、10 年目以降は 20%となり、「社会セクター (Social Sector)」の場合、初年度の 0.5%から段階的に増加し、10 年目以降は 5%となる。

4—生命保険普及のための政府施策

インド政府は、手頃な価格で生命保険や年金の契約を購入可能な新しいスキームを提供することで、低・中所得層への保険の浸透を図ろうとしている。2015 年 5 月に、以下の3つの新しい社会保障スキームが導入された³。

1 | PMJJBY の導入

PMJJBY (Pradhan Mantri Jeevan Jyoti Beema Yojana) は、18 歳から 50 歳までの貯蓄口座保有者に対して、低コストで生命保険を提供するものである。具体的には、330 ルピー (610 円)の年間保険料で、200,000 ルピー (37 万円)の保障が得られる、というものである。

これにより、地方や郊外での保険ニーズを喚起させ、保険普及率を高めることを企図している。

2 | PMSBY の導入

PMSBY(Pradhan Mantri Suraksha Bima Yojana)は、18 歳から 70 歳までの銀行口座を有する個人が誰でも加入可能で、12 ルピー (22 円)の年間保険料で、200,000 ルピー (37 万円)の災害死亡保障が得られるというものである。

3 | APY の導入

APY(Atal Pension Yojana)は、老後の所得保障を提供するために導入された。18 歳から 40 歳までの銀行預金口座を有する個人が誰でも加入できる。このスキームによれば、最低 20 年間の保険料払込で、払込保険料に応じて、60 歳から、毎月 1,000 ルピー (1,850 円)から 5,000 ルピー (9,250 円)

³ 以下の内容は、インド財務省の Web サイトからの情報に基づく
<http://www.jansuraksha.gov.in/>

の最低保証された年金が支払われる。政府が、加入者の保険料の 50%か、1,000 ルピーのいずれか低い金額を 5 年間支払う。

殆どの保険会社が、これら 3 つの商品を既存のあるいは新規に提携したバンカシュランスの銀行を通じて販売している。こうした積極的な取組みにより、2015 年 12 月 10 日時点の加入者数は、既に PMJJBY 2,917 万人、PMSBY 9,242 万人、APY 128 万人に達している。

5—保険商品関係の規制を巡るここ数年の動き

ここ数年、不適正な販売を抑制することで、保険契約者保護を図り、より一層の生命保険市場の健全な発展を目指していくために、IRDAI によって、保険商品の給付内容等の条件や契約関係の手数料の上限規制の見直し等が行われてきている。以下で、個人保険商品についての、改正内容の一部を紹介する。

1 | ユニット・リンク保険商品(ULIPs)に対する規制の改正

2010 年 6 月に発行された通達(Circular)によって、ユニット・リンク保険商品(Unit-Linked Insurance Products:ULIPs)に対して、例えば、以下の規制改正が行われた。

- ・追加保険料を含む全てのユニット・リンク保険商品のロック・イン期間を 3 年から 5 年に延長
- ・全ての手数料をロック・イン期間に等しく配分
- ・保険料払込期間は、(一時払を除いて)最低 5 年、保険料払込期間中の保険料は一定
- ・以下の最低保険金額(死亡保障または最低医療保障)が付与されなければならない。

最低死亡保障は、

(a)一時払商品の場合、保険料の 125%(45 歳⁴未満)、110%(45 歳以上)

(b)平準払商品の場合、①年換算保険料の 10 倍(45 歳未満)、7 倍(45 歳以上)、②年換算保険料×保険期間×0.5(45 歳未満)、0.25(45 歳以上)(※終身保険の場合の保険期間は 70—加入年齢)、③既払保険料の 105%、の最も大きい金額

最低医療保障(毎年)⁵は、

(c)医療平準払商品の場合、①年換算保険料の 5 倍、②100,000 ルピー(45 歳未満)、75,000 ルピー(45 歳以上)、③既払保険料の 105%、の最も大きい金額

- ・総投資利回り(Gross Yield)とネット利回り(Net Yield)の差異に関する上限設定(第 5 保険年度以降及び満期時)

これらの改正によって、総投資利回りと、手数料等が差し引かれた後のネット利回りとの違いが明確化され、透明化が図られるとともに、その差額としての手数料の引き下げが行われることになった。さらには、こうした規制要件を満たすために、保険会社は、より長期のプランを提供することが求められることになり、ユニット・リンク保険商品の保障部分がより強調されていくことになった。

2 | 変額保険商品(VIPs)に対する規制の改正

⁴ 加入年齢 (以下、同様)

⁵ 「最低医療保障 (minimum health cover)」とは、毎年の医療保障給付合計額の上限が設定されている場合の、その最低水準を指している。

2010 年 11 月に発行されたガイドライン (Guideline) によって、インドでは変額保険商品 (Variable Insurance Products: VIPs) と称されているユニバーサル生命商品に対して、ユニット・リンク保険と同様に、例えば、以下の規制改正が行われた。

- ・ノン・リンク保険商品のプラットフォームで提供されなければならない。
- ・死亡時には、保険金額プラス契約勘定残高が、満期時には契約勘定残高プラス消滅時配当が支払われる。
契約勘定は、手数料控除後の保険料に対して、クレジットされ、この勘定残高に対して、保証利率や配当が適用される。
- ・死亡保障のみを有し、最低保険金額は年換算保険料の 10 倍
- ・コミッション水準と予定事業費に関する上限の設定

3 | リンク保険商品に対する規制の改正

2013 年 2 月に発効した「IRDA (Linked Insurance Products) Regulations, 2013」により、リンク保険商品に対して、例えば、以下の規制改正が行われた。

- ・リンク保険商品は、ユニット・リンク保険商品または変額保険商品によって提供される。
- ・保険料払込期間は最低 5 年、保険料払込期間中の保険料は一定
- ・以下の最低保険金額が付与されなければならない。
 - (a) 一時払商品の場合、保険料の 125% (45 歳未満)、110% (45 歳以上)
 - (b) 平準払商品の場合、①年換算保険料の 10 倍 (45 歳未満)、7 倍 (45 歳以上)、②年換算保険料×保険期間×0.5 (45 歳未満)、0.25 (45 歳以上)、のいずれか大きい金額
 - (c) 医療平準払商品の場合、①年換算保険料の 5 倍、②100,000 ルピー、のいずれか大きい金額
- ・コミッション水準の上限改定

なお、保険会社は、IRDAI に対して、投資保証を提供する商品に課せられる保証手数料に関する総合的な情報を提供しなくなりました。さらには、満期時における総投資利回りとネット利回りの差異に関する上限規定への遵守を、商品のファイリング時に、6 つの異なる総投資利回り前提を使用して示す、ことが求められることとなった。

4 | ノン・リンク保険商品に対する規制の改正

2013 年 2 月に発効した「IRDA (Non-Linked Insurance Products) Regulations, 2013」により、ノン・リンク保険商品に対して、例えば、以下の規制改正が行われた。

- ・ノン・リンク保険商品は、有配当と無配当に区分される。
- ・有配当商品は、ノン・リンク保険商品のプラットフォームでのみ提供される。
- ・無配当商品は、リンクとノン・リンクの両方の保険商品のプラットフォームで提供される。
- ・保険料払込期間は最低 5 年、保険料払込期間中の保険料は一定
- ・全ての個人ノン・リンク保険商品に対して、契約期間中の最低死亡給付は、保険金額と付加給付の合計額以上でなければならない。
- ・死亡時の最低保険金額は、以下の通り

(a) 一時払商品の場合、①満期時の最低保証給付額、②死亡時に支払われる絶対金額⁶、③一時払保険料の125%(45歳未満)、110%(45歳以上)、の最も大きい金額

(b) 平準払商品の場合

(b1) 保険期間が5年以上10年未満の場合

無配当商品 ①満期時の最低保証給付額、②死亡時に支払われる絶対金額、③年換算保険料の5倍、④既払保険料の105%、の最も大きい金額

有配当商品 ①満期時の最低保証給付額、②死亡時に支払われる絶対金額、③年換算保険料の5倍、の最も大きい金額

(b2) 保険期間が5年以上10年未満の場合

無配当商品 ①満期時の最低保証給付額、②死亡時に支払われる絶対金額、③年換算保険料の10倍(45歳未満)、7倍(45歳以上)、④既払保険料の105%、の最も大きい金額

有配当商品 ①満期時の最低保証給付額、②死亡時に支払われる絶対金額、③年換算保険料の10倍(45歳未満)、7倍(45歳以上)、の最も大きい金額

・コミッション水準の上限改定

・解約手数料の制限(一時払、一時払以外、保険料払込期間等によって異なる)

2013年における改正は、保障志向の商品の販売を促進しようとするものである。これらの内容については、2014年1月からは、既存の個人保険商品も含めて、適用されることになった。これに伴い、各社とも既存商品を含む全ての商品の改定を行い、ファイリングしなければならなくなった。

5 | 保険商品の標準化

2013年にIRDAIは、生命保険商品の標準化を図り、統一性を導入するため、生命保険会社からの6人のメンバーとIRDAIのメンバーからなる4つのWGを設置した。商品デザインの統一や関連パラメータの作成、商品パラメータがIRDAIの規制に準拠していることの保証、を目指すことにより、サービス基準の改善やコーポレート・ガバナンスや販売等における倫理基準の向上を図ろうとしている。

6—その他の改正

その他の保険事業に関連して行われている改正を、3点紹介する。

1 | 銀行に対するブローカー免許の付与

IRDAIは、2013年7月に、銀行にブローカー免許を与えることを認めることとし、銀行が複数の保険会社からの商品を販売することを可能とする規制を発行した。2015年にRBI(インド準備銀行: the Reserve Bank of India)がガイドラインを発行し、保険ブローカービジネスに参入するための具体的な要件等を明確にした。

2 | 保険保管システムの構築

IRDAIは、2013年9月に、電子書式による保険契約のデータベースである保険保管システム

⁶ 「絶対金額(Absolute amount)」とは、大小比較を行う前の死亡保険金額を指している。

(Insurance repository system) を構築した。これにより、保険契約者は、より速いスピードと正確さで、容易に契約を変更することができるようになる。IRDAI は、全ての生命保険会社に、電子書式で契約を発行することを義務化している。

全ての保険会社に対する強制的なパイロット・プログラムが設立され、2014 年 7 月から、個人契約の 5%あるいは 1,000 件のいずれか少ない契約数を、保管会社の電子書式に転換しなければならないとなった。

3 | PMJDY の導入

インド政府は、2014 年 8 月に、PMJDY (Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana) と呼ばれる国家スキームを導入した。これは、全ての国民に、銀行へのユニバーサルなアクセスを提供することを目的としたものである。10 歳以上の銀行口座を有しない全ての国民は、このスキームの下で、残高がゼロの口座を開設することができる。

デビットカード付の残高ゼロの銀行口座が、HDFC Ergo によって提供される 100,000 ルピー (18.5 万円) の傷害保険付で提供される。さらに、2015 年 1 月までに口座を開設した人には、国営の LIC (Life Insurance Corporation of India) によって提供される 30,000 ルピー (5.55 万円) の生命保険の資格が与えられる。

7—まとめ

今回のレターでは、昨今のインドにおける保険監督規制を巡る状況及び生命保険普及に向けたインド政府の各種の施策等について、報告してきた。現在も、いくつかの保険監督規制の改正の検討が進められており、生命保険市場の健全な発展に向けた環境整備が行われてきている。なお、今回のレターでは、生命保険を中心に述べているが、医療保険に関しても、各種の規制改正が行われてきている。

このように、急速なペースで進められている規制改正は、保険会社にとっては、継続的なビジネス・モデルの構築に悪影響を与えることにもなりかねない、との懸念もある。従って、本来的には、影響度調査等も踏まえて、段階的に対応していくことが望まれる、と考えられる。ただし、潜在的な高い成長期待が、こうした負荷がかかる状況も凌駕して、契約者保護を図り、健全で透明性の高い生命保険市場を構築していくための改革を促してきているものと考えられる。

次回のレターでは、このインドにおける生命保険会社の財務の健全性等がどのような形で規制されているのかを報告する。

以 上